

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社いつも	コード	7694
提出日	2023/6/8	異動（予定）日	2023/6/28
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし
1	五十棲 剛史	社外取締役	○													○		有
2	新熊 聡	社外取締役	○													○		有
3	上山 亨	社外取締役	○													○		有
4	岡田 章二	社外取締役	○												○		訂正・変更	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	会社経営に対する知見が深く、取締役としての経験も豊富であることから、経営全般に対する助言を期待できるものと判断して選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は本独立役員届出書提出時点において、当社の新株予約権5,250個（普通株式10,000株）を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。
2	該当なし	弁護士としての資格を有し、弁護士事務所のみならず事業会社における法務部での勤務の経験も有しており、法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるものと判断して選任しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は本独立役員届出書提出時点において、当社の新株予約権10,000個（普通株式10,000株）を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。
3	該当なし	長年にわたる証券会社での豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、コーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は本独立役員届出書提出時点において、当社の新株予約権5,050個（普通株式5,100株）を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。
4	当社は、同氏が代表取締役社長として兼務しておりますISENSE株式会社との間で取引関係がありますが、同社との取引金額は少額であり、独立性に影響を与えるおそれはないと判断していることから、概要の記載を省略しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営全般に対し助言と提言が期待できるものと判断して選任しております。 また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める「社外役員の独立性基準」を満たしていることから、一般株主と利益相反を生ずるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。 なお、同氏は本独立役員届出書提出時点において、当社の新株予約権5,000個（普通株式5,000株）を所有しておりますが、重要性はないものと判断しております。

## 4. 補足説明

当社では、東京証券取引所が定める独立性基準に加えて、当社独自に定めた以下の「社外役員の独立性に関する基準」に基づき独立性を判断しております。 <社外役員の独立性に関する基準> 当社における独立役員（候補者を含む）は、以下のいずれの要件にも該当しない者としております。 1. 当社グループ（注1）の業務執行者（注2） 2. 当社の大株主（注3）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者 3. 当社の主要な借入先（注4）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者 4. 当社の主要な取引先（注5）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者 5. 当社を主要な取引先とするもの（注6）、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者 6. 当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと 7. 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円（注7）を超える報酬を得ている弁護士、コンサルタント等 8. 就任前3年間に於いて、2.から7.までのいずれかに該当していないこと 9. 1.から7.までのいずれかに掲げる者の配偶者及び二親等以内の親族でないこと 10. 当社より年間1,000万円（注7）を超える寄付金を受領しているもの又はその業務執行者でないこと 11. 当社との間で取締役、執行役員又は監査役を相互に派遣している関係でないこと 12. 1.から11.に定めるほか、当社グループと利益相反を生ずるおそれがないこと  (注) 1. 当社または当社の連結子会社とする。 2. 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める者とする。 3. 直接又は間接に10%以上の議決権を保有する者をいう。 4. 当社の連結総資産の2%を超える金額の借入先をいう。 5. 年間取引額（会計年度基準）が当社の連結売上収益の2%を超えるものをいう。 6. 年間取引額（会計年度基準）が当該取引先の連結売上収益の2%又は1億円のいずれか高い額を超えるものをいう。 7. 法人の場合は年間2,000万円とする。
---

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。